

平成23年度統計法施行状況報告（抄）【観光に関する統計の整備】

<略号凡例→「国」：国土交通省、「観」：観光庁>

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(6) 観光に関する統計の整備

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・ 検討中等 の別	実施予定・検討 中とした事項の 今後の見通し等
No89 観1	旅行・観光消費動向調査及び 宿泊旅行統計調査について充実を 図る。	観光庁	平成22年 度までに実 施する。	旅行・観光消費動向調査については、平成22年度に、調査対象数(7,500人 2万5,000人)及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。 宿泊旅行統計調査についても、平成22年度に、従業者数10人以上の宿泊施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。	実施済	-
No90 観2	地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成22年 度までに実 施する。	有識者を含めた「観光入込客統計分科会」等の検討を踏まえ、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。また、各都道府県が当該基準に則って観光客入込客統計を作成するに当たり、あわせて調査要領も作成し、平成22年度から各都道府県において当該基準に基づく観光入込客統計を順次作成している。未導入の府県に対しては今後の導入を促進するために状況確認を実施した。	実施済	-

番号	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
No91 観 3	内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。	平成 21 年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成 23 年 4 月に公表した。	実施済	-

1 統計の根幹となる「基幹統計」の整備

(2) 基幹統計の整備に関する方向性

別紙

3 将来の基幹統計化について検討する統計

番号	府省名	統計又は統計調査名	検討の方向性等	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
No195 国 1	国土交通省	宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査	観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程	平成 22 年度までに結論を得る。	○ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、平成 21 年度における「観光統計の整備に関する検討懇談会」（有識者を含めた省内検討会）の指摘等を踏まえ、平成 22 年度は、両調査について必要な拡充を行い、回収状況等の安定性の向上や更なる改善・充実を実施の上、基幹統計化の検討を行うべきとの結論を得た。 他方、基幹統計化については、平成 22 年度より実施している「訪日外国人消費動向調査」や、平	実施予定②	今後の観光地域経済調査等の実施状況を踏まえて必要な整備が整い次第、基幹統計化の検討を実施予定

番号	府省名	統計又は統計調査名	検討の方向性等	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等
			で両調査の基幹統計化について検討する。		成 24 年度に初めて本格調査の実施を予定している「観光地域経済調査」を含め、観光に係る統計全体として基幹統計化を図る余地も含め検討する必要があると考えられることから、現時点では観光に係る統計の必要な整備を進めている段階であるため、当面は基幹統計化を見送るとの結論を得た。		